

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和4年12月【第17報】



## 1. 経済・生活面の支援

- 農業生産資材費高騰対策支援事業 p. 1
- 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時流行対策事業 p. 2
- 2. 申請期限の延長
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 [申請期限の延長] p. 2

## 1. 経済・生活面の支援

### 農業生産資材費高騰対策 支援金を支給します



農林振興部農業政策課 ☎22-1135  
農林畜産課 ☎22-1136

#### ◆農業生産資材費高騰対策支援金とは

原油や肥料など生産資材費が高騰しているため、下記の「対象となる方」に支援金を支給するものです。

#### ◆対象となる方は

令和4年に農作物(主食用米や転作作物、野菜等)を生産して、出荷している、市内に住所を有する農業者または、市内に所在地を有する農業者組織および農業法人で、次年産以降も営農を続ける方

※農作物の例

主食用米、飼料用米、WCS用稲、牧草、大豆、そば、野菜、果樹、花き等

#### ◆支援金の単価は

令和4年産作付面積

10アールあたり 2,000円

※農作物が主食用米の場合、対象となる作付面積は、市農業再生協議会のデータを基に算出し、生産の目安(令和4年2月同協議会から通知)を上限とします。

※主食用米の場合、自家消費相当分として、交付対象面積から一律10アールを控除します。

※野菜、果樹、花き等は、出荷分の作付面積が支援金の交付対象となります。

※申請者が農業者組織の場合、組織の口座に支給します。

※農業委員会を通さず、個人間で農地を賃貸借している場合は、土地所有者に支給します。

#### ◆申請期間は

令和5年1月31日(火)まで

#### ◆申請方法は

該当者に対し、市から申請書を送付します。必要事項を記入の上、必要書類を添付して、市農業政策課または各総合支所へ提出してください。

#### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し